様式第12号（第3条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

双葉地方水道企業団企業長 印

通知書

認　　定

認定請求却下

児童手当

特例給付

　　　年　　月　　日付で請求のありましたについては、次の
しましたので通知します。

児童手当

特例給付

とおり

理由で

認定

請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、双葉地方水道企業団を被告として（訴訟において双葉地方水道企業団を代表する者は企業長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期問やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

|  |
| --- |
| 認　　定　　に　　関　　す　　る　　事　　項 |
|  |  |  |
| 1　支給対象児童数 | （3歳未満） 人 |  |
|  | （3歳以上小学校修了前） 人 |  |
|  | （中学生計） 人 |  |
|  | 計　　　　　　　　　　人 |  |
|  |  |  |
| 2　区分 | 児童手当 |  |
|  | 特例給付 |  |
|  |  |  |
| 3　手当月額 | （3歳未満） 円 |  |
|  | （3歳以上小学校修了前） 円 |  |
|  | （中学生） 円 |  |
|  | 計　　　　　　　　　　円 |  |
| 4　支給開始年月　　　　　年　　月から5　支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由（ ） |
| 認　定　請　求　却　下　に　関　す　る　事　項 |
| 却下した理由（ ） |
| 備考 |  |  |